

公営住宅の入居資格について

○入居資格

1. 真狩村に住所のある者、もしくは入居後必ず真狩村の住民となることが見込める者で、現在住宅に困窮している者。※入居後、住民票を提出していただきます。
2. その者が次の収入要件を満たすこと。
 - イ 裁量階層(注1)である場合
 - 月額所得 214,000円以下
 - ロ 一般世帯の場合
 - 月額所得 158,000円以下

(注1)裁量階層対象者

- ① 身体障害者手帳の1～4級の方
- ② 精神障害者保健福祉手帳の1～3級の方
- ③ 知的障害を有する方(精神障害に相当する程度)
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けており、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同胞別表第1号表ノ3の第1款症の方
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定の厚生労働大臣認定を受けた方
- ⑥ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等がいる方
- ⑧ 満60歳以上の方。ただし同居しようとする親族があるときは、同居者のいずれもが満60歳以上の方もしくは満18歳未満の方※60歳以上の单身もOK
- ⑨ 同居者に小学校就学前の子どもがいる方

入居収入基準の年収換算表

※給与所得で特別控除なしの場合

単位:円、下段は所得額

区分	月額所得		扶養親族(限度額)				
			0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	158,000 以下	収入	2,822,857	3,365,714	3,870,000	4,345,000	4,820,000
		所得	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
裁量階層	214,000 以下	収入	3,760,000	4,235,000	4,710,000	5,185,000	5,660,000
		所得	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000